

産保第1891号
令和6年12月10日

健康福祉部医療整備課長
病院局経営管理課長 様

防災危機管理部産業保安課長
(公印省略)

医療用酸素容器の取扱いについて（通知）

本年11月に千葉県内の医療機関において、医療用酸素容器の圧力調整器が爆発し、近くで操作していた医師1名が負傷するという事故が起きました。詳細は調査中ですが、容器弁を急に開放したことによる断熱圧縮が原因と推測されます。

つきましては、貴所管の施設等における注意喚起を徹底するとともに、関係機関及び関係団体に対する周知をお願いいたします。

記

- 1 容器弁は静かに開放すること。
- 2 容器弁及び圧力調整器などのガスが接触する部分に油脂類や埃等の可燃物を付着させないこと。
- 3 転落、転倒等による衝撃及び容器弁に損傷を受けないよう、粗暴な取扱いをしないこと。
- 4 使用後は確実に容器弁を閉止すること。



担当
産業保安課 保安対策室
TEL:043-223-2736